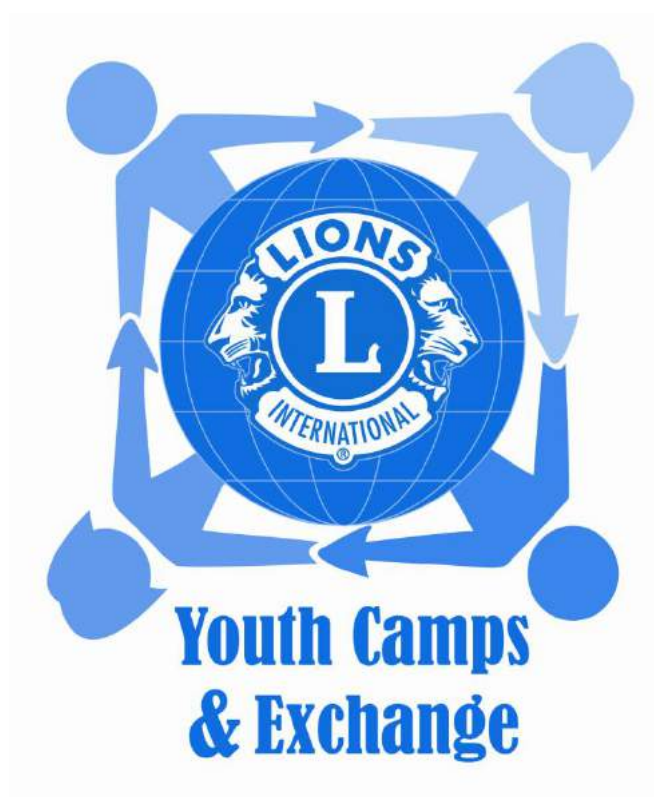


Lions Clubs International MD337 Youth Camp Exchange Program Manual

ライオンズクラブ国際協会 337 複合地区

# YCE プログラムマニュアル



ライオンズクラブ国際協会

337 複合地区 YCE 委員会・337 - A~E 地区 YCE 委員会

## Y C E 憲 章

ライオンズ活動の基本組織でもあるライオンズクラブが、自らの名誉と責任の下に選考し、決定したユースである。

ライオンズ精神に関する適切な理解と協力にすぐれた能力を発揮できるユースである。

国際的視野の下、YCEを通して得た経験を直接間接に他の者に広めることによって、国際理解、親善、友好、強調を促進し、将来、日本ならびに世界で貢献できるユースである。

自由と平和について穏健かつ明朗な思想を持ち、すすんで訪問国の人々の中にとけ込む努力をする行動力あるユースである。

自国のすぐれた礼節を体得し、守ることのできるユースである。

YCE活動の真意である「自らの日常生活をありのままに海外の家庭で示し、相互の友好はもとより、自分の人生生活の向上に役立たせる」努力を素直に実行できる意志力のあるユースである。

訪問国の法律を誠実に理解し、遵守する意志のあるユースである。

ホスト家庭に対して、いささかでも不怪、迷惑その他不都合な感情、行為を与えないことを誓約できるユースである。

精神、身体の健康について、いささかも不安のないユースである。

派遣国のライオンズYCE責任者が与えた注意事項、指示事項を十分理解し、忠実に遵守できるユースである。

YCE計画に参加して得た経験を、自己の人生に建設的な1ページとして加えることのできるユースである。

以 上

# 目 次

## YCE 憲章

### 第1章 ライオンズ国際ユースキャンプ及び交換プログラム (YCE) 事業について

1	YCE 用語	1
2	起源	2
3	目的	3
4	運営	3
5	YCE 種類	3
6	YCE (派遣生) の費用	4
7	YCE 委員会の費用	4
8	YCE (来日生) の費用	4
9	海外旅行保険の加入	5
10	非常事態 (異常事態)	5

### 第2章 地区 YCE 委員長及び地区 YCE 委員、クラブ YCE 委員長の任務

1	地区 YCE 委員長	7
2	地区 YCE 委員	7
3	クラブ YCE 委員長	8

### 第3章 地区 YCE 委員長及び地区 YCE 委員、クラブ YCE 委員長の任期

1	地区 YCE 委員長及び地区 YCE 委員の任期	9
2	クラブ YCE 委員長の任期	9

### 第4章 派遣事業及び受入事業の流れについて

1	応募者の資格	10
2	派遣先の選考	10
3	地区 YCE 委員会の選考手順	10
4	地区及び派遣先の実務	11
5	派遣生 (派遣候補生) の義務	11
6	受入れシステム	11
7	派遣、受入れ共通事項	12

## 資料編

# 第1章 ライオンズ国際ユースキャンプ及び 交換プログラム（YCE）事業について

## 1 YCE用語

本文中の説明はYCE用語を使用する。

- ① YCE = **Youth Camp Exchange**  
ライオンズ国際ユースキャンプ及び交換プログラム
  
- ② YCES = **Youth Camp Exchange Support**  
YCEサポート  
正式名称＝ライオンズクラブ国際協会 337 複合地区  
“YCE派遣生OBの集い”  
構成＝337複合地区よりそのYCE事業により過去に外国に派遣されたOB生及び日本国内のライオンズクラブより派遣されたYCE-OB生で、現在337複合地区に在住の者を以って構成されている。
  
- ③ スポンサークラブ = **Sponsor Club**  
YCE（ユースキャンプ及び交換プログラム）において、青少年を派遣する側のクラブをいう。
  
- ④ ホストクラブ = **Host Club**  
YCE（ユースキャンプ及び交換プログラム）において、青少年を受け入れる側のクラブをいう。
  
- ⑤ ホストファミリー = **Host Family**  
YCE（ユースキャンプ及び交換プログラム）において、青少年を受け入れる家庭をいう。
  
- ⑥ ユースキャンプ = **Youth Camp**  
青少年の野外での合宿。  
1974年に正式採用された国際プログラム、ライオンズクラブ、地区または複合地区が主催し、16歳から22歳の青少年を対象に歴史、産業、教育などさまざまな分野に焦点を当てたキャンプを行う。

⑦ エクスカーション= **Excursion**

親善研修旅行。

クラブのチャーターナイト（認証状伝達式）、地区年次大会、複合地区年次大会などにおいて、プログラムの一つとして行われる観光や、親善旅行。

⑧ IDカード= **Identity Card** （アイデンティティ カード）

ID-NOは胸に付ける。

日本ライオンズクラブからの派遣YCEユースである身分証明書。

来日生も胸に付けて入国する。

⑨ アプリケーションフォーム= **Application Form**

青少年交換、YCE事業で使用される申請用紙。

⑩ インデムニティフォーム= **Indemnity Form**

賠償免責承諾書。

滞在中に非常事態が発生しても、関係するライオンズクラブ等に金銭的、その他の責任は一切問わないことを同意する派遣生及び保護者の署名であり、派遣事業には最も大切な書類である。 ※保護者自身の署名であるか必ず確認しておくべきである。

⑪ MD= **Multiple District**

複合地区のこと。

例：MD 3 3 7：九州八県

例：MD-4：米国カリフォルニア州とネバタ州

## 2 起源

1957年に結成された神戸イーストクラブでは、ライオニズムの高揚と国際親善のため、アメリカのクラブとの間で子弟の交流を深めてはどうかと考え、地区大会の課題として提出し続け、1960年、M・バーシュタイン国際理事らが来日した機会に、日米交換学生計画が話し合われた。これをきっかけにして計画は具体化に向かって、日米夏期交換学生委員会が組織され、計画はゾーン会議の承認の下、1961年7月、日本9人、アメリカ13人の学生が相互に派遣交換され、これが現在に至る青少年交換（YE）の第一号となっている。

そして、1961年10月、マイアミでの国際理事会で青少年交換（YE）計画が承認され、1962年に国際理事会で正式な青少年プログラムと認められ現在に至る。

### 3 目的

前途有為のユースがライオンズクラブのスポンサーにより招かれて外国を訪問し、指定の家庭に一定期間滞在し家族の一員として待遇される。この間異国の地域社会を観察体験しつつ、訪問先の人々とのm a n—t o—m a nの関係を通じて相互理解を深め、新しく友愛が生まれ国際感覚を養い、親睦と強調の精神をつちかい、しいては世界平和に寄与することが目的である。

- ① 青少年たちに外国の若人と親しく接する機会を与える。
- ② 異なった文化背景をもつ社会における日常生活を経験させる。
- ③ ライオニズムを通して国際理解と親善を促進する。

### 4 運営

YCEはライオンズクラブのアクティビティである。地区YCE委員会は実施にあたって、複合地区YCE委員会との密接な連絡のもとに運営され、一対一の原則、つまり一人派遣するので一人を受け入れるという原則を遵守する。

### 5 YCE種類

YCE事業では、現在次の3種類の交換が実施されている。何れも単一クラブのアクティビティである事を理解しておくべきである。

#### ① 一般交換

地区キャビネットにより、オリエンテーション修了後派遣生として認められ、単一クラブのスポンサーによって相手国を訪問し、目的地到着後はそれぞれのホストクラブの指定する家庭に一定期間滞在する形式。現在のYCE事業はこの形式を中心として行われている。運営は、複合地区YCE委員会並びに地区YCE委員会の相互協力、調整のもとに進められ、その計画と指導によって実施されている。

#### ② 直接交換

姉妹提携または姉妹都市の関係で、外国のクラブ等と直接交渉して、独自（単独）に派遣・受入れを行うYCEシステム。実施にあたっては、クラブ会長は地区YCE委員経由で地区YCE委員長に計画書を提出し実務指導を受けること。

#### ③ スペシャルリクエスト

派遣青少年を確実に送り出すには、応募時にすでに受け入れ家庭あるいはクラブが分かっているスペシャルリクエストで派遣するのが最良の方法であり、この制度を利用することによって、相手との直接連絡が可能になるなど、現行の担当窓口システムの欠点を十分に補うことができる。各地区、クラブとも積極的にこの制度を活用するよう呼びかけられたい。ただし、スペシャルリクエストは相手方の受入承諾書があつて初めて有効であり、単なる一方的な希望は認められてない。別のプログラムで、別の行動をとるときでも、地区への届出だけはされたい。

#### ④ 国際ユースキャンプ

国際ユースキャンプは、1963年スウェーデンのライオンズクラブで始められたのがその起源となっている。1974年国際理事会で正式に承認され、その後世界各地で興隆し現在に至っている。

## 6 YCE（派遣生）の費用

- ① YCE事業はライオンズクラブのアクティビティである。派遣生の交通費その他、旅行会社からの請求金額については、スポンサークラブまたは保護者において負担する。但し、費用の負担については、クラブ理事会の承認を得て分担することもできる。
- ② 派遣生旅行中、突発事故についての諸費用は **Indemnity Form** 賠償免責承諾書の説明内容通りとする。
- ③ 派遣生は滞在中の小遣い、簡単な医療費、ホストファミリーに対する土産品、その他の雑費は用意すること。

## 7 YCE委員会の費用

単一クラブあるいは地区に設けられたYCE委員会が、クラブまたは地区YCE委員長のもとにYCE事業を積極的に推進していく際、クラブあるいは地区はその委員会の活動に必要な費用に対して予算措置を取っておく事が望ましい。その範囲は、委員会の活動に必要な旅費、通信費およびオリエンテーション費などを含むのが普通である。

尚、派遣候補生と決定した後で諸事情による交換事業中止となった場合、スポンサークラブ負担金の返却はしない。

## 8 YCE（来日生）の費用

- ① 来日生滞在中の宿泊費、食費、その他の費用、並びに滞在中に計画されるクラブ内での各種行事の費用は、ホストクラブ並びにホストファミリーの負担とする。
- ② 複合地区YCE委員会並びに地区YCE委員会で計画するユースキャンプ、エクスカージョン費用は、複合地区YCE委員会並びに地区YCE委員会のYCE事業資金より支出する。但し、交渉窓口である複合地区YCE委員会は、旅行会社と綿密な打合せをし、現地地上費として来日生の負担とすることができる。
- ③ 来日生滞在中の病気や事故による治療費は、自国で加入している損害保険を使用することが望ましい。  
但し、緊急の場合はホストクラブが立替えて、後日地区YCE委員、地区YCE委員長を通じ、交渉窓口である複合地区YCE委員会を介して、スポンサークラブに請求する。または地区YCE委員会で加入している来日生の海外旅行保険で決済することができる。

## 9 海外旅行保険の加入

- ① 地区YCE委員会は派遣候補生に対し、海外旅行保険3,000万円程度の加入契約をする。保険の内容は「損害・疾病・賠償責任・携行品損害・救護者援護費用」等を担保する。
- ② 派遣生に万一突発事故の発生が生じたとき、スポンサークラブ負担金により加入している、海外旅行保険を被保険者に使用させることができる。
- ③ 派遣候補生は、オリエンテーション修了後、派遣生として資格取得したら直ちに旅行滞在中の事故に備え、最低3,000万円の海外旅行保険に加入すること。  
派遣生は保険契約書のコピーをスポンサークラブに提出すること。
- ④ 地区YCE委員会並びにスポンサークラブは独自に万一に備え、旅行事故対策費用保険に加入しておくこと。
- ⑤ 来日生滞在中の海外旅行保険最低3,000万円に、地区YCE委員会は加入契約をする。

## 10 非常事態（異常事態）

地区YCE委員会並びにスポンサークラブ・ホストクラブは、あらゆる注意と配慮にかかわらず、事故は常に起こり得ることを考慮し、突発事故の発生に備えて責任の所在を次の通り明確にしておく。

### 派遣生

- ① 地区YCE委員長はYCE事業の計画と指導実施の責任者として、ホストクラブまたは旅行会社から救援の要請があったとき、直ちに地区YCE委員を通じて、スポンサークラブに連絡をとる。  
なお、救援者（通訳を含む）の渡航手配をするとともに、救援に同行する。  
ただし、地区YCE委員長が渡航手配、救援に同行できない場合は、地区YCE委員又は担当副幹事が代行する。
- ② スポンサークラブは地区YCE委員または地区YCE委員長から救援の連絡を受けた場合、直ちに保護者に連絡をとり、地区YCE委員会と出発日時の打合せをし、保護者とともに、スポンサークラブ会長、幹事、またはクラブYCE委員長が救援に同行する。  
なお、YCE関係者はパスポートを取得しておく必要性を認識しておくべきである。
- ③ 救援者の諸費用については、地区YCE委員会並びにスポンサークラブが立替えて支出し、後日、旅行事故対策費用保険の請求をする。  
なお不足額が生じた場合は地区YCE委員会並びにスポンサークラブの負担とする。

### 来日生

- ① 来日生が事故にあったり、病気になった場合は、ホスト家庭とホストクラブはあらゆる手を尽くさなければならない。  
緊急の外科手術あるいは医療手当を受ける必要が生じた場合は、ホストクラブは地区YCE委員並びに地区YCE委員長に「来日生の診断内容、治療状況等」を速報し、地区YCE委員長は複合地区YCE委員長に現状を報告し、複合YCE委員長は担当窓口の複合YCE委



員長へ報告する。

- ② 医療費その他についてはホストクラブが一応立替え、後日地区YCE委員会に報告する。  
なお、地区YCE委員会は来日生が加入している保険に対して請求の手続きをとる。または、地区YCE委員会で加入している来日生滞在中の海外旅行保険の請求手続きをとり、ホストクラブ立替え金に充当し、不足額のある場合は地区YCE事業資金より支出する。
- ③ 解決困難な問題が起こった場合、クラブYCE委員長は地区YCE委員を通じ、地区YCE委員長並びに複合地区YCE委員長を介し窓口担当地区委員長と協議、対応を決める。但し最悪の場合、来日生の送還も必要となる場合がある。

#### **見舞金**

地区YCE委員会は事故の内容によって検討し、ガバナーの承認を得て、見舞金を地区YCE事業予算より支出することができる。

## 第2章 地区YCE委員長及び地区YCE委員、 クラブYCE委員長の任務

### 1 地区YCE委員長

- ① 地区YCE委員長は就任次第、前期YCE委員会の実績を参考にし、年間事業予定、地区YCE委員会事業予算、委員会開催スケジュールを作成し、第1回各リジョン内YCE委員長会議で説明する。
- ② 地区YCE委員長は期末決算書を作成、会計監査が終り次第各リジョン内、第1回または第2回YCE委員長会議に出席して決算報告をする。  
なお、地区YCE委員長に事故あるときは、キャビネットYCE担当副幹事が任務を代行する。
- ③ ガバナーの基本方針に基き、年6回以上地区YCE委員会を開催し、情報提供、計画、立案する。
- ④ 複合地区との調整、交渉を行ない、地区YCE委員に情報を提供する。
- ⑤ 派遣生の募集、選考、来日生のホストクラブ、ホスト家庭の募集申し込みを行い、派遣、受け入れの態勢を諮る
- ⑥ 地区内でのオリエンテーションを企画・実施し、地区のYCE行事を主催する。また、複合地区との共催も出来る。
- ⑦ 地区内での派遣生・来日生に色々な諸問題が生じた場合、その問題の解決を諮る。
- ⑧ 派遣生の出発並びに帰国、来日生の到着並びに帰国について、空港での送迎、セレモニーの主催をする。
- ⑨ 来日生の到着時、空港でのセレモニーの席で、日本滞在中の障害保健加入の確認、並びに保険の内容を確認する。
- ⑩ 緊急事態（異常事態）発生の場合は複合地区YCE委員会と連絡をとり、関係先の連絡指導を行なう。
- ⑪ 任期満了前（6月中旬頃）次期地区YCE委員並びに各クラブYCE委員長の研修会（YCE事業の内容について）を主催する。

### 2 地区YCE委員

YCE事業は地区YCE委員長の努力のみでは実施不可能であり、各リジョン担当の地区YCE委員の協力にかかっている。そのため地区YCE委員の任務を以下の通りとする。

- ① 地区YCE委員長と日程を調整し、リジョン内各クラブYCE委員長会議を年4回程度開催し、情報提供並びに指導、教育を行う。

- ② リジョン内各クラブYCE委員長会議に地区YCE委員長が諸般の事情により出席できない場合、キャビネットYCE担当副幹事と協議のうえ、地区YCE委員長の任務を代行する。
- ③ リジョン内各クラブYCE委員長に対し、派遣、受入れの実務を指導する。
- ④ 地区YCE委員長の任務を代行し、各クラブYCE委員長の指導、教育を行う。
- ⑤ 来日生のホストクラブ間の引継ぎに立ち会い、引継ぎがスムーズに行われるように「YCEホスト家庭引継ぎ参考資料（様式18）」をもとに指導する。
- ⑥ 交換生及びホストクラブ、ホスト家庭の苦情処理を行う。
- ⑦ 空港における派遣生の見送り、帰国時はスポンサークラブ並びに保護者に引き渡す。
- ⑧ 空港において来日生を引取り、ホストクラブ並びにホストファミリーに引渡す。帰国時は空港において見送る。

### 3 クラブYCE委員長

YCE事業は青少年の外国との交換事業であり、ライオンズクラブとしては重責のあるアクティビティであり、事故等による万一に備えて、クラブ会長、幹事、YCE委員長の一人はパスポートを取得していることが望ましい。クラブYCE委員長の任務は以下の通りである。

- ① 着任次第、会長の基本方針に従い年間の予定、計画等の編成を行い、7月中旬までにはクラブYCE委員会を開催、単一クラブとして計画、実施にあたる。
- ② クラブ会員に対してYCE事業は、単一クラブのアクティビティであることを再認識させ、活動の重要性と必要性を知らしめる。
- ③ 派遣生を募集、推薦する。ライオンの子弟以外の青少年でも、ライオンズクラブ並びにYCE事業の目的を理解し、派遣生としての資格を有し、クラブの名において、外国に派遣するに値する優秀な青少年がいれば推薦する。
- ④ クラブ会長、幹事とともに派遣候補生の選考を行う。選考結果はクラブ理事会の承認を得る。
- ⑤ 来日生の受け入れホスト家庭を募集推薦する。同時に来日生受け入れはクラブ全体の事業であり、ホスト家庭のみにその責を負わせないことを会員に徹底する。
- ⑥ 派遣生の出発のとき、保護者とともに空港への集合、搭乗口税関の通過を確認する。なお帰国のときは空港での引取りを行い、保護者に引き渡す。
- ⑦ 来日生の到着のとき、空港での引取り、ホストクラブ、ホストファミリーに引渡す。なお離日のときはホストクラブ、ホストファミリーとともに空港への集合、搭乗口税関の通過を確認する。
- ⑧ 来日生を2ホストする場合、ホストクラブ間の引継ぎに立ち会い、引継ぎがスムーズに行われるように、地区YCE委員の指導に協力する。
- ⑨ リジョン担当地区YCE委員を補佐し、地区YCE活動が円滑に行われるように協力する。
- ⑩ 派遣生の推薦後、派遣候補生となったとき、保護者から自筆署名と押印のある、賠償免責承諾書の提出を求め、原本は地区YCE委員長へ送り、コピーをスポンサークラブで保管する。

## 第3章 地区YCE委員長及び地区YCE委員、 クラブYCE委員長の任期

### 1 地区YCE委員長及び地区YCE委員の任期

YCEプログラムの大部分が夏期休暇を利用している関係上、地区YCE委員長・地区YCE委員は、当年度のYCEプログラム実施中に交替することになる。これを避ける為、翌年度の8月31日まで、翌年度の地区ガバナーによって、実行委員長・実行委員として任命され、実務にあたる。

### 2 クラブYCE委員長の任期

YCEプログラムの大部分が夏期休暇を利用している関係上、クラブYCE委員長は当年度のYCEプログラム実施中に交替することになる。これを避ける為、翌年度の8月31日まで新YCE委員長を補佐し、指導にあたる。

## 第4章 派遣事業及び受入れ事業の流れについて

### 1 応募者の資格

- ① 出発日現在、満16歳以上21歳までである事。ただし、派遣先の伝統や習慣によって当規定以外の年齢を指定される場合がある。  
\*派遣先別、年度によって変わることもあるので、最新情報は各準地区キャビネット、複合事務局に確認する。
- ② 語学力は相手国の基礎的知識を備えていること。少なくとも日常生活に困らない程度の英会話の能力を持っていること。高校生では英検準2級。大学生では同2級が望ましい。
- ③ 健康は海外生活に耐えうる体力を有することは当然のこと、アレルギーや宗教についても明確にしておく。
- ④ 応募者はライオンズ会員の子女、ノンライオンいずれでも可である。
- ⑤ 派遣生は日本を代表する親善大使であることの自覚をもつこと。YCE事業の目的を良く理解し、自立性、協調性、順応性、社交性などのほか、明るさ、礼儀正しさを持つこと。
- ⑥ 派遣生の出発から帰国までの間、病気や事故等に対して、同意文書である、賠償責任承諾書に保護者の自署が得られること。

### 2 派遣生の選考

派遣応募者は、スポンサークラブの予備選考を受ける。クラブは理事会の承認を得て地区に推薦する。また、一般応募の応募者は出身校を通じ、ハガキ又はFAXにより、住所、氏名を明記し、キャビネット事務局に申込み、必要書類を受取り、提出期限までに応募する。

### 3 地区YCE委員会の選考手順

- ① 面接、英会話テスト、提出された作文等の審査。
- ② 親しい友人を作る熱意、異国の文化、習慣に順応する意志、言葉、歴史、文化等に対する関心があること。
- ③ 選考結果の通知は、選考後2週間以内にスポンサークラブ会長に通知し、合格者は派遣候補生となる。
- ④ 一般応募者については、同じく2週間以内にハガキにより出身校及び本人に通知する。  
注) 地区YCE委員会は、応募地区或いは学校によって、適切なスポンサークラブを決めたうえで、通知をすること。
- ⑤ 派遣生の決定について、地区YCE委員会は、オリエンテーション実施6回前後によって最終選考を行い、適格者はオリエンテーション修了式で地区ガバナーによって決定され、スポンサークラブ会長に通知されて初めて派遣生となる。

#### 4 地区及び派遣生の実務

- ① 地区YCE委員会は、YCE海外担当窓口である複合地区及び、担当する旅行代理店等と緊密な連絡を図り、渡航スケジュールを作成する。
- ② 地区は最終オリエンテーション修了後、壮行会を行うこと。
- ③ 派遣期間は、(夏・冬)で多少異なるが、概ね4~6週間で1~3家庭に分けて、引き受けられる。ホスト家庭が決まったらメールなどで交流を図るように努める。

#### 5 派遣生（派遣候補生）の義務

- ① 地区YCE委員会が行うオリエンテーションに必ず出席すること。健康上や、学校等の理由で出席できない時は必ず届け出ること。
- ② 地区YCE委員会以外でのオリエンテーションは原則として認めない。
- ③ 選考時、英語力が不十分な候補生は、英語塾等で必ず勉強すること。
- ④ 派遣生の旅行にはグループ毎に、リーダー、サブリーダーを指名し、別途オリエンテーションを行う。
- ⑤ 派遣生は、帰国後直ちにレポートをスポンサークラブ及び地区YCE委員会に提出すること
- ⑥ 地区YCE委員会並びにスポンサークラブは帰国報告会を開催する。派遣生は体験発表をすること。
- ⑦ 派遣生は帰国後、3年間は自動的に「YCES=YCEサポートの会」の会員となり、派遣生の指導や来日生との交歓に当るなど、地区YCE委員会、スポンサークラブのYCE活動に協力すること。また、来日生の受入れホスト家庭として、出来得る限り協力しなければならない。

#### 6 受入れシステム

- ① 来日生の受入れについて、ホスト家庭と来日生の間で問題が生じたり、うまくかみ合わない場合、ホストクラブは責任をもって別のホスト家庭に移すように配慮する。  
また、ホスト家庭が事情により受入れを取り消した場合、ホストクラブは責任をもって別のホスト家庭を探す。
- ② ホスト家庭での来日生の生活については、出来る限りホスト家庭の日常生活に従うよう留意する。また、相手国の生活実態を学ぶことも大切である。
- ③ ホスト家庭はライオンズクラブ会員の家庭が望ましい。但しそれ以外でも構わないが出来れば英会話能力が多少ある事が望ましい。
- ④ ライオンズクラブ会員以外の家庭については、YCE事業について充分理解してもらうことが望ましい。  
また、YCES会員に助力を求めることも考慮に入れておく。

- ⑤ ホストクラブ及びホスト家庭は、来日生の受入れ前に、地区YCE委員会が開催するオリエンテーションに参加する。
- ⑥ 受入れ家庭は全期間1家庭でもよいが、2～3週間ずつ2～3家庭でもよい。
- ⑦ ホスト家庭は来日生を家族の一員として扱い、お客様扱いしたり、特別なもてなしをしたり、度重なる旅行等は控えたほうがよい。  
クラブ例会、歓迎会、YCES会員との会合や地域とのふれあい、社会見学等を組み入れたほうがよい。
- ⑧ 複合地区、地区YCE委員会は、特別プログラム（エクスカージョン・ユースキャンプなど）を企画し来日生を参加させ、ホスト家庭の負担を少なくするよう心掛けることも必要である。
- ⑨ 来日生の滞在中の食事、宿泊等の費用は、ホストクラブ及びホスト家庭で協議のうえ負担する。地区YCE委員会、ホストクラブ等で計画される行事の費用は、地区またはクラブの負担である。
- ⑩ ホスト家庭が複数にわたる時は、引き継ぎ簿を作成し、来日生の特徴などを記し、次のホスト家庭に引き継がなければならない。

## 7 派遣、受入れ共通事項

- ① 旅行中の海外旅行傷害保険加入の確認は地区YCE委員会で行う。
- ② 車両（自動2輪含む）の運転及び煙草、アルコールは絶対禁止、地区YCE委員会並びに単一クラブは、厳重に注意すること。
- ③ 単独の外泊、外出および金銭の貸借禁止、地区YCE委員会並びに単一クラブは、厳重に注意すること。
- ④ 国際電話の無断使用禁止（コレクトコールは申し出による）、地区YCE委員会並びに単一クラブは指導すること。
- ⑤ 帰国前にレポートの提出。地区YCE委員会並びに単一クラブは指導すること。
- ⑥ 来日生のみやげ物は3万円以内とし、2ホストの場合は折半とする。地区YCE委員は指導すること。